

(最終案)

あま市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例の
制定に向けた考え方について

(提 言)

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

あま市人権施策推進審議会

目 次

1	提言にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	あま市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定に向けた 考え方について	
	（1）改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	前文	
	（2）あま市人権尊重のまちづくり条例新旧対照表素案・・・・・・・・	3
3	参考資料	
	（1）あま市人権施策推進審議会 検討経過・・・・・・・・・・	5
	（2）あま市人権施策推進審議会 委員名簿・・・・・・・・・・	5

1 提言にあたって

平成23年12月、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、共に考え、支え合いながら、お互いの人権を尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、「あま市人権尊重のまちづくり条例」が制定されました。

国においては、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、差別の解消に向けた社会の意識は高まってきているといえます。

しかしながら、それにも増して、人権を取り巻く環境の変化は大きく、SNS等のプラットフォームサービスの普及に伴い、インターネット上の誹謗中傷が顕在化するなど新たな人権に関する課題が生じています。

インターネット上では、本邦外出身者を標的とし、「(日本や〇〇市から)出て行け」といった差別的言動を助長するものや差別解消目的を標榜し、あま市の特定地域の風景等とともに地名を記載し、「当該地区が同和地区である」と指摘する投稿などが無くならない状況です。

また、昨今においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷となりうる表現の書き込みが、後を絶ちません。

本審議会では、令和2年5月にあま市長より「あま市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定に向けた考え方について」の諮問を受け、庁内会議の意見なども踏まえつつ、「あま市人権尊重のまちづくり条例」が、あらゆる差別や偏見を対象とし、それらの解消を推進する取組には、人権教育や人権啓発により人権意識を高めていくことをより一層明確にする必要があると考えます。

この提言の趣旨が十分活かされた「あま市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例」が制定され、今後のあま市の人権施策が推進されることを強く期待します。

令和2年12月23日

あま市人権施策推進審議会長 鈴木 正 夫

2 「あま市人権尊重のまちづくり条例」の一部改正に向けた 考え方について

(1) 改正の内容

前文について

前文においては、条例制定時のあま市が今後取り組むべき施策として人権尊重のまちづくりが不可欠であること、及び制定の由来・背景・必要性を明らかにし、その心構えや決意を宣言しているものです。

制定時以降、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」のいわゆる人権3法が施行されたこと、人権を取り巻く環境の変化は大きく、インターネットを悪用した新たな人権に関する課題が生じていることを踏まえ、あらゆる差別や偏見の解決に向けた取組には、人権教育や人権啓発により人権意識を高めていくことを、本条例の理念を掲げる前文において明確にする必要があると考えます。

次の事項を盛り込むことを提言します。

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」のいわゆる人権3法に代表される様々な差別が、今なおあることを明確にすること。
- 近年、急速に普及しているインターネットを悪用した人権にかかわる様々な課題が生じていることを明確にすること。
- 人権意識の高揚には、人権教育、人権啓発が重要であることをより一層明確にすること。
- 解消すべき差別や偏見は、今後、新たに生じる差別や偏見も含めて、あらゆる差別や偏見を対象としていることを明確にすること。

前文を除いた各条について

特に意見はありませんでした。